

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分及び同月〇日付けで請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日からA会社B店（以下「会社」という。）においてボウリング場の店舗スタッフとして勤務していたが、同日、午後3時頃、店内を清掃作業中に階段から足を滑らせ腰部などを負傷した（以下「本件負傷」という。）として、同年〇月〇日、C整形外科に受診し「腰部捻挫、右膝関節捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断されたと申し立てている。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の主張する災害発生状況は認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件負傷を負った際の状況について、療養補償給付たる給付請求書において、要旨、会社内の清掃作業中に、階段に気付かず足を滑らせて腰部を強打し、その後も立ったり座ったり、ひざまずいて行う作業があり、その際に腰部の痛みには耐えきれず、膝も強打し痛めた旨述べているところであるが、会社関係者の中に請求人が被災した目撃者は存在せず、請求人の申述内容も二転三転していることから、請求人の当該主張の信憑性は極めて低いと言わざるを得ない。

(2) 主治医であるD医師作成の意見書においても、本件傷病が請求人の主張する業務に起因して発症したとの確証を得ることができない。また、E医師が意見書において、「外傷の存在を裏付ける医学的所見は見当たらない」旨を述べ、さらには、F医師が意見書において、「医師の所見で明らかな外傷所見はなく、受傷当日より幾日も経って申告しているので、(被災)当日に外傷を受けたという証左はない」と述べている。

当審査会としては、上記(1)の状況とも相まって、両医師の意見を妥当なものとして判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。